

平成29年度「地方公共団体定員管理研究会」について

1 趣 旨

平成28年度地方公共団体定員管理研究会において、定員管理の参考指標である定員モデル（道府県）の検討・作成を行ったが、今年度研究会においては、指定都市、中核市、施行時特例市に係る定員モデルの作成を行う。

また、平成29年定員管理調査において、平成6年以来続いている地方公共団体の総職員数の減少が増加に転じる可能性が非常に高いことから、定員モデル作成に加えて、職員数の今までの減少や、近年の減少幅縮小の要因等について、研究会にて追加で検討・整理を行う。

2 名 称

本研究会の名称は、「地方公共団体定員管理研究会」（以下「研究会」という。）とする。

3 研究内容

研究会は、地方公共団体の定員管理に関する以下の項目について調査研究を行う。

- (1) 地方公共団体の定員管理に有効な参考指標のあり方の検討
- (2) 地方公共団体の総数等の推移や今後の傾向等に係る分析

4 研究会構成員

研究会構成員は別紙のとおりとする。

5 座長

- (1) 研究会に、座長1人を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。

6 議事

- (1) 研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、研究会構成員等による実態調査やワーキングチームの編成による研究会資料等の作成を行わせることができる。

7 雜則

- (1) 総務省自治行政局公務員部給与能率推進室に事務局を置く。
- (2) このほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。
- (3) 研究会の会議は、原則として公開しないが、会議の終了後、配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、これを公表するものとする。
ただし、座長が必要があると認めるときは、配布資料の一部を非公開とすることができる。